

新	旧	備考
<p data-bbox="459 521 992 620">石狩湾新港管理組合 総合評価落札方式実施要領</p> <p data-bbox="593 1226 859 1277">令和8年4月</p> <p data-bbox="526 1615 926 1665">石狩湾新港管理組合</p>	<p data-bbox="1775 521 2309 620">石狩湾新港管理組合 総合評価落札方式実施要領</p> <p data-bbox="1909 1226 2175 1277">令和7年3月</p> <p data-bbox="1842 1615 2242 1665">石狩湾新港管理組合</p> <p data-bbox="2542 1752 2675 1802"><b>(表紙)</b></p>	<p data-bbox="2708 1215 2975 1247">※表紙の日付の変更</p>

新	旧	備考																								
<p>Ⅱ－４ 施工体制評価</p> <p>(1) 施工体制評価の概要 低入札工事においては、下請負者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等が懸念され、品質確保のための体制その他の施工体制が確保されない恐れがあることから、適切な施工体制が確保されることを評価する。</p> <p>(2) 評価方法 必要が<b>ない</b>と認められる場合を除き、開札後に積算内訳説明書の提出を求め、その内容を審査した上で施工体制評価点を確定する。</p> <p>(3) 施工体制評価点の決定方法 ア 応札者から提出された積算内訳説明書の内容により、次表により3段階に評価する。</p> <table border="1" data-bbox="253 596 1256 827"> <thead> <tr> <th>積算内訳説明書による審査結果</th> <th>評価</th> <th>施工体制評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工体制が十分確保されている場合</td> <td>評価A</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>施工体制が概ね確保されている場合</td> <td>評価B</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>施工体制の確保がされない恐れがある場合</td> <td>評価C</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 積算内訳説明書の記載内容については、必要に応じてヒアリングを実施できることとし、その際には別途追加資料を求めることができる。 ウ 積算内訳説明書に不備がある者については、評価Cとする。 エ 期限までに積算内訳説明書を提出しなかった者のした入札は無効とする。</p> <p>(4) 低入札価格調査制度との関係 ア 総合評価落札方式の入札を行った結果、低入札価格調査基準価格未満で応札した者が、提出された積算内訳説明書に基づき施工体制評価を行った上で落札候補者となった場合は、その者に対して低入札価格調査を実施するが、その際の失格判断には施工体制評価時に提出された積算内訳説明書を用いる。 イ 施工体制評価に係る手続きは、総合評価落札方式における評価値算出の過程であり、積算内訳説明書において失格基準価格を下回っている場合でも失格とはならず、この入札参加者が落札候補者となった段階で低入札価格調査を実施し、失格の判断を行うことになることに注意すること。</p> <p>(5) 適用工事 総合評価落札方式を試行する工事のうち、標準型（WTO 対象工事の適用基準額未満）、簡易型を適用する工事</p>	積算内訳説明書による審査結果	評価	施工体制評価点	施工体制が十分確保されている場合	評価A	15	施工体制が概ね確保されている場合	評価B	5	施工体制の確保がされない恐れがある場合	評価C	0	<p>Ⅱ－４ 施工体制評価</p> <p>(1) 施工体制評価の概要 低入札工事においては、下請負者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等が懸念され、品質確保のための体制その他の施工体制が確保されない恐れがあることから、適切な施工体制が確保されることを評価する。</p> <p>(2) 評価方法 必要が無いと認められる場合を除き、開札後に積算内訳説明書の提出を求め、その内容を審査した上で施工体制評価点を確定する。</p> <p>(3) 施工体制評価点の決定方法 ア 応札者から提出された積算内訳説明書の内容により、次表により3段階に評価する。</p> <table border="1" data-bbox="1569 596 2572 827"> <thead> <tr> <th>積算内訳説明書による審査結果</th> <th>評価</th> <th>施工体制評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工体制が十分確保されている場合</td> <td>評価A</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>施工体制が概ね確保されている場合</td> <td>評価B</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>施工体制の確保がされない恐れがある場合</td> <td>評価C</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 積算内訳説明書の記載内容については、必要に応じてヒアリングを実施できることとし、その際には別途追加資料を求めることができる。 ウ 積算内訳説明書に不備がある者については、評価Cとする。 エ 期限までに積算内訳説明書を提出しなかった者のした入札は無効とする。</p> <p>(4) 低入札価格調査制度との関係 ア 総合評価落札方式の入札を行った結果、低入札価格調査基準価格未満で応札した者が、提出された積算内訳説明書に基づき施工体制評価を行った上で落札候補者となった場合は、その者に対して低入札価格調査を実施するが、その際の失格判断には施工体制評価時に提出された積算内訳説明書を用いる。 イ 施工体制評価に係る手続きは、総合評価落札方式における評価値算出の過程であり、積算内訳説明書において失格基準価格を下回っている場合でも失格とはならず、この入札参加者が落札候補者となった段階で低入札価格調査を実施し、失格の判断を行うことになることに注意すること。</p> <p>(5) 適用工事 総合評価落札方式を試行する工事のうち、標準型（WTO 対象工事の適用基準額未満）、簡易型を適用する工事</p>	積算内訳説明書による審査結果	評価	施工体制評価点	施工体制が十分確保されている場合	評価A	15	施工体制が概ね確保されている場合	評価B	5	施工体制の確保がされない恐れがある場合	評価C	0	<p>※「公用文の作成の考え方（令和4年1月11日付内閣文第1号）」に基づき記載の修正</p> <p style="text-align: right;"><b>(P5)</b></p>
積算内訳説明書による審査結果	評価	施工体制評価点																								
施工体制が十分確保されている場合	評価A	15																								
施工体制が概ね確保されている場合	評価B	5																								
施工体制の確保がされない恐れがある場合	評価C	0																								
積算内訳説明書による審査結果	評価	施工体制評価点																								
施工体制が十分確保されている場合	評価A	15																								
施工体制が概ね確保されている場合	評価B	5																								
施工体制の確保がされない恐れがある場合	評価C	0																								

新	旧	備考																
<p>IV 簡易型総合評価落札方式の実施</p> <p>IV-1 評価項目</p> <p>IV-1-1 簡易な施工計画</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア 施工計画審査タイプI型は、次表①②③の3項目とする。<b>※1</b> なお、<b>※2</b>に示す工事は<b>①③の2項目とすることができる。</b></p> <p>イ 施工計画審査タイプII型は、次表①②③のうち、2項目を選択する。</p> <table border="1" data-bbox="179 677 969 821"> <thead> <tr> <th colspan="2">簡易な施工計画の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 工程管理に係る技術的所見</td> <td>様式-1</td> </tr> <tr> <td>② 品質管理に係る技術的所見</td> <td>様式-2</td> </tr> <tr> <td>③ 施工上の対処すべき技術的所見</td> <td>様式-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 施工計画審査タイプI型で、②品質管理に係る技術的所見の設定が困難な場合は、求める項目は3項目のままとし、項目①②③を工事特性に応じて①③③等に変更できるものとする。</p> <p>※2 工事技術的難易度ランクがII以下かつ品質管理に係る技術的所見の設定がない工事。</p> <p>ウ 選択した項目について、上表に示す様式により、入札参加者から簡易な施工計画を求める。</p> <p>(2) 簡易な施工計画の項目</p> <p>① 工程管理に係る技術的所見</p> <div data-bbox="136 1078 1316 1637" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工程管理とは、所定の工期内に与えられた工事を、高品質、低費用、短時間という、相反するような3つの目標を満足させて完成させることを目的に、計画工程表に基づく工事の進捗度管理を通じて、計画と実態の差異を把握、見直しなどを行うことにより、契約条件に示された基準を満足する土木構造物を所定の工期内に完成していくための管理のことである。</p> <p>こうした工程管理をより適正に行うための技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2事項を選択することを基本とする。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ <b>工期等の制約条件がある場合において、</b>所定の工期内に完成させるために、<b>主たる工種において</b>作業の効率化を図る技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ 複数工事による輻輳や周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止を図るため、作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項</p> <p>エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）</p> <p><b>※ 効率化とは日数短縮効果のみならず、人的削減や施工性を向上させる提案</b></p> </div>	簡易な施工計画の項目		① 工程管理に係る技術的所見	様式-1	② 品質管理に係る技術的所見	様式-2	③ 施工上の対処すべき技術的所見	様式-3	<p>IV 簡易型総合評価落札方式の実施</p> <p>IV-1 評価項目</p> <p>IV-1-1 簡易な施工計画</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア 施工計画審査タイプI型は、次表①②③の3項目とする。</p> <p>イ 施工計画審査タイプII型は、次表①②③のうち、2項目を選択する。</p> <table border="1" data-bbox="1516 630 2305 774"> <thead> <tr> <th colspan="2">簡易な施工計画の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 工程管理に係る技術的所見</td> <td>様式-1</td> </tr> <tr> <td>② 品質管理に係る技術的所見</td> <td>様式-2</td> </tr> <tr> <td>③ 施工上の対処すべき技術的所見</td> <td>様式-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 施工計画審査タイプI型で、②品質管理に係る技術的所見の設定が困難な場合は、求める項目は3項目のままとし、項目①②③を工事特性に応じて①③③等に変更できるものとする。</p> <p>ウ 選択した項目について、上表に示す様式により、入札参加者から簡易な施工計画を求める。</p> <p>(2) 簡易な施工計画の項目</p> <p>① 工程管理に係る技術的所見</p> <div data-bbox="1469 1033 2652 1497" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>工程管理とは、所定の工期内に与えられた工事を、高品質、低費用、短時間という、相反するような3つの目標を満足させて完成させることを目的に、計画工程表に基づく工事の進捗度管理を通じて、計画と実態の差異を把握、見直しなどを行うことにより、契約条件に示された基準を満足する土木構造物を所定の工期内に完成していくための管理のことである。</p> <p>こうした工程管理をより適正に行うための技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2事項を選択することを基本とする。</p> <p>ア 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ 複数工事による輻輳や周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止を図るため、作業の円滑化等を目的として、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項</p> <p>エ その他（個別の工事毎に、具体的に設定）</p> </div>	簡易な施工計画の項目		① 工程管理に係る技術的所見	様式-1	② 品質管理に係る技術的所見	様式-2	③ 施工上の対処すべき技術的所見	様式-3	<p>※北海道に準拠し、簡易な施工計画の項目の取扱いを改正</p> <p>※北海道に準拠した文言の削除</p> <p>※北海道に準拠した追加</p> <p>※北海道に準拠し、作業の効率化における評価基準を改正</p> <p>※北海道に準拠し、補足事項を追記</p> <p style="text-align: right;"><b>(P7)</b></p>
簡易な施工計画の項目																		
① 工程管理に係る技術的所見	様式-1																	
② 品質管理に係る技術的所見	様式-2																	
③ 施工上の対処すべき技術的所見	様式-3																	
簡易な施工計画の項目																		
① 工程管理に係る技術的所見	様式-1																	
② 品質管理に係る技術的所見	様式-2																	
③ 施工上の対処すべき技術的所見	様式-3																	

「石狩湾新港管理組合総合評価落札方式」新旧対照表

新	旧	備考
<p>② 品質管理に係る技術的所見</p> <p>当該工事において、<b>重要度の高い</b>工事目的物を明示したうえで、これに係る品質管理について、技術的所見を求める。品質管理において求める技術的所見は、仕様書等に規定されている一般的・標準的な技術を求めているものではなく、工事目的物の品質を確保するための、より確実かつ向上させるような技術的な工夫を求めるものである。</p> <p><b>重要度の高い</b>工事目的物において、品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、コンクリート構造物、土工、軟弱地盤対策等の評価テーマを設定したうえで、2 事項を選択することを基本とする。</p> <p>ア <b>重要度の高い</b>工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ <b>重要度の高い</b>工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ <b>重要度の高い</b>工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後※かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>(※ ここでいう施工後とは、工事全体の完了ではなく、<b>重要度の高い</b>工事目的物を建設するにあたってのポイントとなる施工上又は工種の区切りを指すもので、施工後の例を<b>以下</b>に示す。</p> <p>コンクリート打設後、載荷盛土施工後、アンカー施工後、地盤改良施工後、場所打ち杭掘削完了後など)</p> <p>エ その他(個別の工事毎に、具体的に設定)</p> <p>③ 施工上の対処すべき技術的所見</p> <p>当該工事における現地条件等を踏まえ、施工上の対処すべき技術的所見を求める。施工上の対処すべき技術的所見は、仕様書等に規定されている対応方法に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫を求めるものであり、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2 事項を選択することを基本とする。</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ 社会環境(周辺施設等)への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>エ 一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>オ その他①(発注者が個別の工事毎に、具体的に設定)</p> <p>カ その他②(入札参加者による独自設定)*<b>4</b></p> <p>(*<b>4</b>他の所見や提案内容と重複しないこと)</p> <p>【注意事項】</p> <p>求める項目及び求める事項は、工事技術的難易度評価における大項目(「構造物条件」、「技術特性」、「自然条件」、「社会条件」、「マネジメント特性」)及び小項目(規模・形状等の構造物の条件、工法等の技術特性、気象等の自然条件、騒音振動等の社会条件、安全管理等のマネジメント特性など)の評価結果を参考に、工事の性格・内容等に応じて、重要度の高い項目を選択すること。なお、工事技術的難易度評価の項目と、技術的所見の求める項目・事項との関連性を、次表のとおり参考に示す。</p>	<p>② 品質管理に係る技術的所見</p> <p>当該工事において、重要度の高い工事目的物を明示したうえで、これに係る品質管理について、技術的所見を求める。品質管理において求める技術的所見は、仕様書等に規定されている一般的・標準的な技術を求めているものではなく、工事目的物の品質を確保するための、より確実かつ向上させるような技術的な工夫を求めるものである。</p> <p>重要度の高い工事目的物において、品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的所見について、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、コンクリート構造物、土工、軟弱地盤対策等の評価テーマを設定したうえで、2 事項を選択することを基本とする。</p> <p>ア 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後※かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>(※ ここでいう施工後とは、工事全体の完了ではなく、重要度の高い工事目的物を建設するにあたってのポイントとなる施工上又は工種の区切りを指すもので、施工後の例をいかに示す。</p> <p>コンクリート打設後、載荷盛土施工後、アンカー施工後、地盤改良施工後、場所打ち杭掘削完了後など)</p> <p>エ その他(個別の工事毎に、具体的に設定)</p> <p>③ 施工上の対処すべき技術的所見</p> <p>当該工事における現地条件等を踏まえ、施工上の対処すべき技術的所見を求める。施工上の対処すべき技術的所見は、仕様書等に規定されている対応方法に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫を求めるものであり、以下の事項のうち、工事の性格等に応じて、2 事項を選択することを基本とする。</p> <p>ア 自然環境への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項</p> <p>イ 社会環境(周辺施設等)への影響を少なくするための技術的な工夫に関する事項</p> <p>ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>エ 一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項</p> <p>オ その他①(発注者が個別の工事毎に、具体的に設定)</p> <p>カ その他②(入札参加者による独自設定)*1</p> <p>(*1他の所見や提案内容と重複しないこと)</p> <p>【注意事項】</p> <p>求める項目及び求める事項は、工事技術的難易度評価における大項目(「構造物条件」、「技術特性」、「自然条件」、「社会条件」、「マネジメント特性」)及び小項目(規模・形状等の構造物の条件、工法等の技術特性、気象等の自然条件、騒音振動等の社会条件、安全管理等のマネジメント特性など)の評価結果を参考に、工事の性格・内容等に応じて、重要度の高い項目を選択すること。なお、工事技術的難易度評価の項目と、技術的所見の求める項目・事項との関連性を、次表のとおり参考に示す。</p>	<p>※北海道に準拠し、工事目的物の取扱を改正</p> <p>※同上</p> <p>※同上</p> <p>※同上</p> <p>※同上</p> <p>※表記の修正(文言の整理)</p> <p>※不要な表記の削除</p>



「石狩湾新港管理組合総合評価落札方式」新旧対照表

新	旧	備考
<p>ウ 留意事項</p> <p>(7) 簡易な施工計画の審査において以下の場合は、該当する技術的所見の全ての評価対象項目について加点評価しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 工事名が間違っているもの</li> <li>2) 様式の枚数を守っていないもの</li> <li>3) 品質管理に係る技術的所見において、設定した評価テーマと明らかに異なる技術的所見が含まれるもの</li> <li>4) 記載どおりに行くと品質が確保できない、又は危険なもの</li> </ol> <p>(1) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、該当する技術的所見は加点評価しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的・方法、効果、範囲等が具体的でないもの、不明確なもの、不十分なもの (解説・事例等)</li> </ol> <div data-bbox="269 756 1176 1196" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 曖昧な表現は、記載内容について履行するかしないかが不明確であるため評価しない。 (「原則として～」、「～するよう努める」、「～を検討する」、「必要に応じて～する」、「できる限り～する」)</p> <p>② 「さらに」等の表現により2つ以上の所見と判断された場合は、評価しないことがある。</p> <p>③ 効果が数値等で具体的に示されていない場合は、評価しない場合がある。 また、使用材料や機材などの適用条件が、現場条件に合致しない場合は、効果があると判断できないため評価しない。 実施することで品質の低下が懸念される内容は評価しない。</p> <p>④ 技術的所見でNETIS掲載の新技术については、NETIS番号のみを明記し、NETIS掲載以外の新技术・新工法・特許工法等(NETIS掲載を終了した技術を含む)がある場合、該当する様式(様式1～3)とは別に、必要に応じて、1つの技術的所見につき、その技術内容や効果が把握できるカタログ等の資料を1枚に限り、添付する事。添付がない場合は評価しない場合がある。 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。</p> <p>⑤ NETIS掲載の新技术で新技术概要説明情報に記載された効果と異なる効果で提案し、その根拠説明等がない場合は評価しないことがある。</p> <p>⑥ 共通仕様書や特記仕様書に記載のない基準値等を適用し、その出典元等の記載がない場合は、評価しない場合がある。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>2) 一般的・標準的なもの (解説・事例等)</li> </ol> <div data-bbox="269 1296 1176 1455" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 共通仕様書や特記仕様書の記載内容をそのまま記載しているような場合は評価しない。</p> <p>② 気象情報や緊急地震情報の入手など、誰もが入手可能な手段の活用のみでは評価しない。</p> <p>③ 着手前の工事区域に隣接する住民に対する工事内容の説明など、明らかに一般的なものは評価しない。</p> <p>④ 増班による工程短縮の提案は評価しない場合がある。</p> <p>⑤ 簡易的な道路清掃・油類流出防止対策・除雪対策・照明設備などの対応は評価しない場合がある。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>3) オーバースペックであるもの (解説・事例等)</li> </ol> <div data-bbox="269 1558 1176 1709" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>技術的所見は品質低下を招く要因となるような多大な費用を要する内容を求めるものではない。こうした過大な提案(オーバースペック)は評価しない。 オーバースペックと判断する(した)場合がある事例については、次を参考にすること。 なお、この事例については、現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるものではないことに留意すること。</p> </div>	<p>ウ 留意事項</p> <p>(7) 簡易な施工計画の審査において以下の場合は、該当する技術的所見の全ての評価対象項目について加点評価しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 工事名が間違っているもの</li> <li>2) 様式の枚数を守っていないもの</li> <li>3) 品質管理に係る技術的所見において、設定した評価テーマと明らかに異なる技術的所見が含まれるもの</li> <li>4) 記載どおりに行くと品質が確保できない、又は危険なもの</li> </ol> <p>(1) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、該当する技術的所見は加点評価しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的・方法、効果、範囲等が具体的でないもの、不明確なもの、不十分なもの (解説・事例等)</li> </ol> <div data-bbox="1592 756 2499 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 曖昧な表現は、記載内容について履行するかしないかが不明確であるため評価しない。 (「原則として～」、「～するよう努める」、「～を検討する」、「必要に応じて～する」、「できる限り～する」)</p> <p>② 効果が数値等で具体的に示されていない場合は、評価しない場合がある。 また、使用材料や機材などの適用条件が、現場条件に合致しない場合は、効果があると判断できないため評価しない。 実施することで品質の低下が懸念される内容は評価しない。</p> <p>③ 技術的所見でNETIS掲載の新技术については、NETIS番号のみを明記し、NETIS掲載以外の新技术・新工法・特許工法等(NETIS掲載を終了した技術を含む)がある場合、該当する様式(様式1～3)とは別に、必要に応じて、1つの技術的所見につき、その技術内容や効果が把握できるカタログ等の資料を1枚に限り、添付する事。添付がない場合は評価しない場合がある。 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>2) 一般的・標準的なもの (解説・事例等)</li> </ol> <div data-bbox="1592 1196 2499 1356" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 共通仕様書や特記仕様書の記載内容をそのまま記載しているような場合は評価しない。</p> <p>② 気象情報や緊急地震情報の入手など、誰もが入手可能な手段の活用のみでは評価しない。</p> <p>③ 着手前の工事区域に隣接する住民に対する工事内容の説明など、明らかに一般的なものは評価しない。</p> <p>④ 増班による工程短縮の提案は評価しない場合がある。</p> <p>⑤ 簡易的な道路清掃・油類流出防止対策・除雪対策・照明設備などの対応は評価しない場合がある。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>3) オーバースペックであるもの (解説・事例等)</li> </ol> <div data-bbox="1592 1459 2499 1609" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>技術的所見は品質低下を招く要因となるような多大な費用を要する内容を求めるものではない。こうした過大な提案(オーバースペック)は評価しない。 オーバースペックと判断する(した)場合がある事例については、次を参考にすること。 なお、この事例については、現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるものではないことに留意すること。</p> </div> <p>(参考) &lt;提案に対し、オーバースペックと判断する(した)場合がある事例&gt; ※ 現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。提案に当たっては各工事の入札説明書を確認すること。 また、これ以外でも、過度なコスト負担を要していると判断される場合は、評価しないことがある。</p>	<p>※北海道に準拠し、事例を追加</p> <p>※北海道に準拠し、事例を追加</p>

「石狩湾新港管理組合総合評価落札方式」新旧対照表

新	旧	備考																																																																									
<p>(参考) &lt;提案に対し、オーバースペックと判断する(した) 場合がある事例&gt;                  ※ 現場条件、工事特性等により必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。提案に当たっては各工事の入札説明書を確認すること。                  また、これ以外でも、過度なコスト負担を要していると判断される場合は、評価しないことがある。</p> <table border="1" data-bbox="186 367 1212 1243"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>発注者が設定した評価項目</th> <th colspan="2">オーバースペックと見なされる技術提案内容</th> </tr> <tr> <th>工事内容</th> <th></th> <th></th> <th>その理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般土木</td> <td rowspan="2">コンクリート構造物工事 ・耐久性向上</td> <td>低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案</td> <td>要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断</td> </tr> <tr> <td>設計基準強度を増加する提案</td> <td>設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">築堤護岸工事</td> <td rowspan="2">地盤改良による近接構造物への影響対策</td> <td>追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案</td> <td>設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため</td> </tr> <tr> <td>狭隘な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について</td> <td>必要以上の対策効果を実現する提案のため</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">アスファルト舗装</td> <td rowspan="5">橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫(防水対策を含む)</td> <td>レベリング層において全面にわたって砕石マッシュチック混合物(SMA)を使用する提案</td> <td>過度なコスト負担を要していると判断されるため</td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫</td> <td>B O X 脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案</td> <td>過度なコスト負担を要していると判断されるため</td> </tr> <tr> <td>工程管理に係わる具体的な方策について</td> <td>機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案</td> <td>機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため</td> </tr> <tr> <td>平坦性の向上</td> <td>舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案</td> <td>過度なコスト負担を要していると判断されるため</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案</td> <td>必要以上の対策効果を実現する提案のため</td> </tr> </tbody> </table>	工種	発注者が設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容		工事内容			その理由	一般土木	コンクリート構造物工事 ・耐久性向上	低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断	設計基準強度を増加する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため	築堤護岸工事	地盤改良による近接構造物への影響対策	追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため	狭隘な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	必要以上の対策効果を実現する提案のため	アスファルト舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫(防水対策を含む)	レベリング層において全面にわたって砕石マッシュチック混合物(SMA)を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	B O X 脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	工程管理に係わる具体的な方策について	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため	平坦性の向上	舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	竣工	特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	<table border="1" data-bbox="1469 211 2642 1215"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>発注者が設定した評価項目</th> <th colspan="2">オーバースペックと見なされる技術提案内容</th> </tr> <tr> <th>工事内容</th> <th></th> <th></th> <th>その理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般土木</td> <td rowspan="4">コンクリート構造物工事 ・耐久性向上</td> <td>低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案</td> <td>要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断</td> </tr> <tr> <td>地盤改良工事</td> <td>地盤改良による近接構造物への影響対策</td> <td>設計基準強度を増加する提案 設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため</td> </tr> <tr> <td>地盤改良による近接構造物への影響対策</td> <td>追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案</td> <td>設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため</td> </tr> <tr> <td>築堤護岸工事</td> <td>狭隘な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について</td> <td>施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案 必要以上の対策効果を実現する提案のため</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">アスファルト舗装</td> <td rowspan="5">橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫(防水対策を含む)</td> <td>レベリング層において全面にわたって砕石マッシュチック混合物(SMA)を使用する提案</td> <td>過度なコスト負担を要していると判断されるため</td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫</td> <td>B O X 脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案</td> <td>過度なコスト負担を要していると判断されるため</td> </tr> <tr> <td>工程管理に係わる具体的な方策について</td> <td>機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案</td> <td>機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため</td> </tr> <tr> <td>平坦性の向上</td> <td>舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案</td> <td>過度なコスト負担を要していると判断されるため</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案</td> <td>必要以上の対策効果を実現する提案のため</td> </tr> </tbody> </table>	工種	発注者が設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容		工事内容			その理由	一般土木	コンクリート構造物工事 ・耐久性向上	低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断	地盤改良工事	地盤改良による近接構造物への影響対策	設計基準強度を増加する提案 設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため	地盤改良による近接構造物への影響対策	追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため	築堤護岸工事	狭隘な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案 必要以上の対策効果を実現する提案のため	アスファルト舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫(防水対策を含む)	レベリング層において全面にわたって砕石マッシュチック混合物(SMA)を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	B O X 脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	工程管理に係わる具体的な方策について	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため	平坦性の向上	舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	竣工	特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	<p>※北海道に準拠し、ICT技術の取扱を改正</p> <p>※北海道に準拠し、簡易な施工計画において、評価しない項目・事項を追加</p>
工種	発注者が設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容																																																																									
工事内容			その理由																																																																								
一般土木	コンクリート構造物工事 ・耐久性向上	低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断																																																																								
		設計基準強度を増加する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため																																																																								
築堤護岸工事	地盤改良による近接構造物への影響対策	追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため																																																																								
		狭隘な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	必要以上の対策効果を実現する提案のため																																																																								
アスファルト舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫(防水対策を含む)	レベリング層において全面にわたって砕石マッシュチック混合物(SMA)を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため																																																																								
		軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	B O X 脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため																																																																							
		工程管理に係わる具体的な方策について	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため																																																																							
		平坦性の向上	舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため																																																																							
		竣工	特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため																																																																							
工種	発注者が設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容																																																																									
工事内容			その理由																																																																								
一般土木	コンクリート構造物工事 ・耐久性向上	低発熱ポルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断																																																																								
		地盤改良工事	地盤改良による近接構造物への影響対策	設計基準強度を増加する提案 設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため																																																																							
		地盤改良による近接構造物への影響対策	追加ボーリングの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している次項のため																																																																							
		築堤護岸工事	狭隘な施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案 必要以上の対策効果を実現する提案のため																																																																							
アスファルト舗装	橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫(防水対策を含む)	レベリング層において全面にわたって砕石マッシュチック混合物(SMA)を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため																																																																								
		軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	B O X 脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため																																																																							
		工程管理に係わる具体的な方策について	機種・機械の大型化等、設計図書等の範囲を超えた効率化等を目的とした提案	機種・機械の大型化等に係わる費用が過度なコスト負担につながるため																																																																							
		平坦性の向上	舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため																																																																							
		竣工	特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため																																																																							
<p>(g) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、実施不可とし、開札前に当該技術的所見を「採用しない」旨、提案者に文書により通知するものとする。</p> <p>1) 記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの</p> <p>(I) 簡易な施工計画に係る技術的所見については、簡潔に記載することとし1つの事項につき400字程度(文末に使用文字数を記載)で記載すること。(「V-2様式集」参照)</p> <p>(f) 簡易な施工計画の審査においては、「ICT活用モデル工事」対象工事の対象校種に関する技術的所見について評価しないものとする。<b>ただし、ICT技術を応用し、別の技術と組み合わせることで効果を高める、または別の効果を発現させる等、効果が明確であれば、その応用部分(付加的な内容)について評価する。</b></p> <p>(h) 簡易な施工計画においては、温室効果ガス(二酸化炭素等)の削減等に関する評価項目・事項は設定しないものとし、これに係る技術的所見についても評価しないものとする。</p> <p><b>(イ) 簡易な施工計画においては、熱中症対策・防寒対策に関する評価項目・事項は設定しないものとし、これに係る技術的所見についても評価しないものとする。</b></p>	<p>(g) 簡易な施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、実施不可とし、開札前に当該技術的所見を「採用しない」旨、提案者に文書により通知するものとする。</p> <p>1) 記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの</p> <p>(I) 簡易な施工計画に係る技術的所見については、簡潔に記載することとし1つの事項につき400字程度(文末に使用文字数を記載)で記載すること。(「V-2様式集」参照)</p> <p>(f) 簡易な施工計画の審査においては、「ICT活用モデル工事」対象工事の対象校種に関する技術的所見について評価しないものとする。</p> <p>(h) 簡易な施工計画においては、温室効果ガス(二酸化炭素等)の削減等に関する評価項目・事項は設定しないものとし、これに係る技術的所見についても評価しないものとする。</p>	<p>(P12)</p>																																																																									

新	旧	備考																																																																																																																
<p>IV-1-2 企業の施工能力等</p> <p>(1) ISO マネジメントシステム標準評価項目</p> <p style="text-align: center;">ISOマネジメントシステム 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="173 333 1179 446"> <thead> <tr> <th colspan="2">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業の 施工能力</td> <td rowspan="2">ISOマネジメントシステム の取得</td> <td>ISO9001を取得</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象の種類 ISO9001 の取得を評価する。</p> <p>イ 評価基準 有効期限が公告日以後のものを評価対象とする。</p> <p>(2) 地域精進度（施工実績） 標準評価項目</p> <p style="text-align: center;">地域精進度（施行実績） 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="173 652 1179 806"> <thead> <tr> <th colspan="2">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">企業の 施行能力</td> <td rowspan="5">地域精進度 （施行実績）</td> <td rowspan="5">過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象工事 北海道の各総合振興局（振興局）建設管理部及び建設部建築局、小樽市、石狩市及び管理組合発注の最終請負金額5百万円以上の工事を対象とする。</p> <p>イ 評価対象期間</p> <p>(7) 過去15年間を基本とする。</p> <p>(イ) 過去15年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、15年前の4月1日から前年度の3月31日までに完成し、引渡が完了した工事として設定する。 (公告日が令和8年度の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事。なお、工事完成検査及び引渡が次年になる場合も対象となる。)</p> <p>ウ 評価基準</p> <p>(7) 施工計画審査タイプI型には適用しない。</p> <p>(イ) 工事内容等に応じて、次表の適用1～3の中から選択する。</p> <p>(ウ) 「隣接」の扱いは、工事の内容に応じて定義できることとする。</p> <table border="1" data-bbox="219 1268 1226 1650"> <thead> <tr> <th colspan="2">技術評価項目</th> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">地域 精進度</td> <td rowspan="12">過去15年間の 工事箇所と同じ地域での施 工実績</td> <td rowspan="4">適用1</td> <td>石狩振興局又は後志総合振興局管内</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>上記に隣接する総合振興局・振興局管内</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>道内</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">適用2</td> <td>小樽市、石狩市又は隣接する市町村</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局又は後志総合振興局管内</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>上記に隣接する総合振興局・振興局管内</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">適用3</td> <td>小樽市又は石狩市</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>小樽市又は石狩市に隣接する市町村</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局又は後志総合振興局管内</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ その他 施工実績に該当する工事が複数ある場合、入札参加者は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事実績）の写しを提出する。</p>	技術評価項目		評価基準	評価点	企業の 施工能力	ISOマネジメントシステム の取得	ISO9001を取得	0.50	上記以外	0.00	技術評価項目		評価基準	評価点	企業の 施行能力	地域精進度 （施行実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50	1.00	0.50	0.00	0.00	技術評価項目		評価基準		評価点	地域 精進度	過去15年間の 工事箇所と同じ地域での施 工実績	適用1	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.50	上記に隣接する総合振興局・振興局管内	1.00	道内	0.50	なし	0.00	適用2	小樽市、石狩市又は隣接する市町村	1.50	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.00	上記に隣接する総合振興局・振興局管内	0.50	なし	0.00	適用3	小樽市又は石狩市	1.50	小樽市又は石狩市に隣接する市町村	1.00	石狩振興局又は後志総合振興局管内	0.50	なし	0.00	<p>IV-1-2 企業の施工能力等</p> <p>(1) ISO マネジメントシステム標準評価項目</p> <p style="text-align: center;">ISOマネジメントシステム 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="1526 333 2532 446"> <thead> <tr> <th colspan="2">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業の 施工能力</td> <td rowspan="2">ISOマネジメントシステム の取得</td> <td>ISO9001を取得</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象の種類 ISO9001 の取得を評価する。</p> <p>イ 評価基準 有効期限が公告日以後のものを評価対象とする。</p> <p>(2) 地域精進度（施工実績） 標準評価項目</p> <p style="text-align: center;">地域精進度（施行実績） 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="1526 652 2532 806"> <thead> <tr> <th colspan="2">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">企業の 施行能力</td> <td rowspan="5">地域精進度 （施行実績）</td> <td rowspan="5">過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象工事 北海道の各総合振興局（振興局）建設管理部及び建設部建築局、小樽市、石狩市及び管理組合発注の最終請負金額5百万円以上の工事を対象とする。</p> <p>イ 評価対象期間</p> <p>(7) 過去15年間を基本とする。</p> <p>(イ) 過去15年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、15年前の4月1日から前年度の3月31日までに完成し、引渡が完了した工事として設定する。 (公告日が令和7年度の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事。なお、工事完成検査及び引渡が次年になる場合も対象となる。)</p> <p>ウ 評価基準</p> <p>(7) 施工計画審査タイプI型には適用しない。</p> <p>(イ) 工事内容等に応じて、次表の適用1～3の中から選択する。</p> <p>(ウ) 「隣接」の扱いは、工事の内容に応じて定義できることとする。</p> <table border="1" data-bbox="1572 1268 2578 1650"> <thead> <tr> <th colspan="2">技術評価項目</th> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">地域 精進度</td> <td rowspan="12">過去15年間の 工事箇所と同じ地域での施 工実績</td> <td rowspan="4">適用1</td> <td>石狩振興局又は後志総合振興局管内</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>上記に隣接する総合振興局・振興局管内</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>道内</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">適用2</td> <td>小樽市、石狩市又は隣接する市町村</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局又は後志総合振興局管内</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>上記に隣接する総合振興局・振興局管内</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">適用3</td> <td>小樽市又は石狩市</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>小樽市又は石狩市に隣接する市町村</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局又は後志総合振興局管内</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ その他 施工実績に該当する工事が複数ある場合、入札参加者は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事実績）の写しを提出する。</p>	技術評価項目		評価基準	評価点	企業の 施工能力	ISOマネジメントシステム の取得	ISO9001を取得	0.50	上記以外	0.00	技術評価項目		評価基準	評価点	企業の 施行能力	地域精進度 （施行実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50	1.00	0.50	0.00	0.00	技術評価項目		評価基準		評価点	地域 精進度	過去15年間の 工事箇所と同じ地域での施 工実績	適用1	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.50	上記に隣接する総合振興局・振興局管内	1.00	道内	0.50	なし	0.00	適用2	小樽市、石狩市又は隣接する市町村	1.50	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.00	上記に隣接する総合振興局・振興局管内	0.50	なし	0.00	適用3	小樽市又は石狩市	1.50	小樽市又は石狩市に隣接する市町村	1.00	石狩振興局又は後志総合振興局管内	0.50	なし	0.00	<p>※北海道に準拠し、時点修正</p> <p style="text-align: right;"><b>(P14)</b></p>
技術評価項目		評価基準	評価点																																																																																																															
企業の 施工能力	ISOマネジメントシステム の取得	ISO9001を取得	0.50																																																																																																															
		上記以外	0.00																																																																																																															
技術評価項目		評価基準	評価点																																																																																																															
企業の 施行能力	地域精進度 （施行実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50																																																																																																															
			1.00																																																																																																															
			0.50																																																																																																															
			0.00																																																																																																															
			0.00																																																																																																															
技術評価項目		評価基準		評価点																																																																																																														
地域 精進度	過去15年間の 工事箇所と同じ地域での施 工実績	適用1	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.50																																																																																																														
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	1.00																																																																																																														
			道内	0.50																																																																																																														
			なし	0.00																																																																																																														
		適用2	小樽市、石狩市又は隣接する市町村	1.50																																																																																																														
			石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.00																																																																																																														
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	0.50																																																																																																														
			なし	0.00																																																																																																														
		適用3	小樽市又は石狩市	1.50																																																																																																														
			小樽市又は石狩市に隣接する市町村	1.00																																																																																																														
			石狩振興局又は後志総合振興局管内	0.50																																																																																																														
			なし	0.00																																																																																																														
技術評価項目		評価基準	評価点																																																																																																															
企業の 施工能力	ISOマネジメントシステム の取得	ISO9001を取得	0.50																																																																																																															
		上記以外	0.00																																																																																																															
技術評価項目		評価基準	評価点																																																																																																															
企業の 施行能力	地域精進度 （施行実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50																																																																																																															
			1.00																																																																																																															
			0.50																																																																																																															
			0.00																																																																																																															
			0.00																																																																																																															
技術評価項目		評価基準		評価点																																																																																																														
地域 精進度	過去15年間の 工事箇所と同じ地域での施 工実績	適用1	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.50																																																																																																														
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	1.00																																																																																																														
			道内	0.50																																																																																																														
			なし	0.00																																																																																																														
		適用2	小樽市、石狩市又は隣接する市町村	1.50																																																																																																														
			石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.00																																																																																																														
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	0.50																																																																																																														
			なし	0.00																																																																																																														
		適用3	小樽市又は石狩市	1.50																																																																																																														
			小樽市又は石狩市に隣接する市町村	1.00																																																																																																														
			石狩振興局又は後志総合振興局管内	0.50																																																																																																														
			なし	0.00																																																																																																														

新	旧	備考																																														
<p>IV-1-3 配置予定技術者</p> <p>(1) 主任（監理）技術者の資格 標準評価項目 主任（監理）技術者の資格 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="159 352 1209 658"> <thead> <tr> <th>技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">配置予定 技術者</td> <td>主任（監理）技術者の資格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術士又は有資格期間5年以上の 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間10年以上)</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間5年以上)</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象の種類 技術士、一級・二級土木施工管理技士及び一級・二級建設機械施工技士を評価する。</p> <p>イ 評価対象期間 一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士の有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数で評価する。</p> <p>ウ 評価基準 (ア) 求める資格の種類は、技術士、一級・二級土木施工管理技士及び一級・二級建設機械施工技士とするが、工種に応じて設定できる。 (イ) 求める技術士の分野は、建設部門とする。</p> <p>エ その他 (ア) 必要に応じて、舗装施工管理技術者等を評価項目に追加することができる。 (イ) 舗装工事に係る資格を乙型共同企業体（分担施工方式）において追加した場合は、舗装工事を担当する構成員の配置予定技術者で評価する。</p> <p>(1) 主任（監理）技術者の継続教育 標準評価項目 主任（監理）技術者の継続教育標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="159 1240 1176 1352"> <thead> <tr> <th>技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配置予定 技術者</td> <td>主任（監理）技術者の 継続教育</td> <td>CPDの証明あり（推奨単位以上取得） なし</td> <td>0.50 0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象の種類 評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。 なお、令和元年度後半以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う講習会等の開催回数減少を踏まえた特例措置として、当面の間、推奨単位は括弧内の数字とする。</p>	技術評価項目	評価基準	評価点	配置予定 技術者	主任（監理）技術者の資格		技術士又は有資格期間5年以上の 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00	一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75	二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間10年以上)	0.50	二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間5年以上)	0.25	上記以外	0.00	技術評価項目	評価基準	評価点	配置予定 技術者	主任（監理）技術者の 継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得） なし	0.50 0.00	<p>IV-1-3 配置予定技術者</p> <p>(1) 主任（監理）技術者の資格 標準評価項目 主任（監理）技術者の資格 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="1509 352 2558 658"> <thead> <tr> <th>技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">配置予定 技術者</td> <td>主任（監理）技術者の資格</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術士又は有資格期間5年以上の 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間10年以上)</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間5年以上)</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象の種類 技術士、一級・二級土木施工管理技士及び一級・二級建設機械施工技士を評価する。</p> <p>イ 評価対象期間 一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士の有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数で評価する。</p> <p>ウ 評価基準 (ア) 求める資格の種類は、技術士、一級・二級土木施工管理技士及び一級・二級建設機械施工技士とするが、工種に応じて設定できる。 (イ) 求める技術士の分野は、建設部門とする。</p> <p>エ その他 (ア) 必要に応じて、舗装施工管理技術者等を評価項目に追加することができる。 (イ) 舗装工事に係る資格を乙型共同企業体（分担施工方式）において追加した場合は、舗装工事を担当する構成員の配置予定技術者で評価する。</p> <p>(2) 主任（監理）技術者の継続教育 標準評価項目 主任（監理）技術者の継続教育標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="1509 1230 2525 1343"> <thead> <tr> <th>技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配置予定 技術者</td> <td>主任（監理）技術者の 継続教育</td> <td>CPDの証明あり（推奨単位以上取得） なし</td> <td>0.50 0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象の種類 評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。 なお、令和元年度後半以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う講習会等の開催回数減少を踏まえた特例措置として、当面の間、推奨単位は括弧内の数字とする。</p>	技術評価項目	評価基準	評価点	配置予定 技術者	主任（監理）技術者の資格		技術士又は有資格期間5年以上の 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00	一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75	二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間10年以上)	0.50	二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間5年以上)	0.25	上記以外	0.00	技術評価項目	評価基準	評価点	配置予定 技術者	主任（監理）技術者の 継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得） なし	0.50 0.00	<p>備考</p> <p>※北海道に準拠し、記載箇所の変更</p> <p>(P15)</p>
技術評価項目	評価基準	評価点																																														
配置予定 技術者	主任（監理）技術者の資格																																															
	技術士又は有資格期間5年以上の 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00																																														
	一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75																																														
	二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間10年以上)	0.50																																														
	二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間5年以上)	0.25																																														
上記以外	0.00																																															
技術評価項目	評価基準	評価点																																														
配置予定 技術者	主任（監理）技術者の 継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得） なし	0.50 0.00																																													
	技術評価項目	評価基準	評価点																																													
配置予定 技術者	主任（監理）技術者の資格																																															
	技術士又は有資格期間5年以上の 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	1.00																																														
	一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士	0.75																																														
	二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間10年以上)	0.50																																														
	二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 (有資格期間5年以上)	0.25																																														
上記以外	0.00																																															
技術評価項目	評価基準	評価点																																														
配置予定 技術者	主任（監理）技術者の 継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得） なし	0.50 0.00																																													

新						旧						備考
団体名	推奨単位					団体名	推奨単位					
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間		1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20(10) ユニット以上	40(20) ユニット以上	60(30) ユニット以上	80(50) ユニット以上 (特例:70)	100(70) ユニット以上 (特例:80)	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20(10) ユニット以上	40(20) ユニット以上	60(30) ユニット以上	80(50) ユニット以上	100(70) ユニット以上	※北海道に準拠し、推奨単位の変更
(公社)土木学会	50(25) 単位以上	-	-	-	-	(公社)土木学会	50(25) 単位以上	-	-	-	-	
(公社)日本技術士会	50(25) CPD時間以上	-	150(75) CPD時間以上	-	-	(公社)日本技術士会	50(25) CPD時間以上	-	150(75) CPD時間以上	-	-	
(注) 推奨単位は、各団体が示す令和8年1月末現在の数字						(注) 推奨単位は、各団体が示す令和7年1月末現在の数字						
イ 評価基準						イ 評価基準						
(7) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。						(7) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。						
(4) 推奨単位は上記表のとおりとする。						(4) 推奨単位は上記表のとおりとする。						
(9) 推奨単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。 (公告日が令和8年度の場合、令和8年3月31日迄の1年間とする。)						(9) 推奨単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。 (公告日が令和7年度の場合、令和7年3月31日迄の1年間とする。)						※北海道に準拠し、時点修正
(1) 推奨単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。 (2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)						(1) 推奨単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。 (2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)						
(7) 令和元年後半以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う講習会等の開催回数減少を踏まえた特例措置として、推奨単位は表内の数字とするが、4年間以上は特例の単位とする。												※北海道に準拠し、新型コロナウイルス期の特例措置について記載整理
(3) その他						(3) その他						
ア 建設業法上兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、次のとおりとする。						ア 建設業法上兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、次のとおりとする。						
主任(監理)技術者の			兼任の場合			主任(監理)技術者の			兼任の場合			
(1) 資格			重複して評価できる。			(1) 資格			重複して評価できる。			
(2) 継続教育			重複して評価できる。			(2) 継続教育			重複して評価できる。			
(参考例) ある監理技術者が、年度内に複数工事を担当する場合						(参考例) ある監理技術者が、年度内に複数工事を担当する場合						※北海道に準拠して改正(時点修正)
石狩湾新港管理組合	工事A (監理技術者)					石狩湾新港管理組合	工事A (監理技術者)					
	公 告	申 請	入 札	工事B (監理技術者)			公 告	申 請	入 札	工事B (監理技術者)		
	公 告	申 請	入 札	工事C (監理技術者)			公 告	申 請	入 札	工事C (監理技術者)		
(1) 資格	工事A 評価	工事B 評価	工事C 評価				(1) 資格	工事A 評価	工事B 評価	工事C 評価		
(2) 継続教育	工事A 評価	工事B 評価	工事C 評価				(2) 継続教育	工事A 評価	工事B 評価	工事C 評価		
イ 入札参加者が技術評価項目申請書を提出する際、配置予定技術者を特定できず複数の候補者がいる場合は、各候補者の中から評価が最も低い1名で申請することとする。(申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となる。)						イ 入札参加者が技術評価項目申請書を提出する際、配置予定技術者を特定できず複数の候補者がいる場合は、各候補者の中から評価が最も低い1名で申請することとする。(申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となる。)						※評価項目新設に伴う改正(評価項目新設に伴う評価点の改正)
												※評価項目新設に伴う改正(評価項目新設に伴う評価点の改正)

新	旧	備考																																													
<p>IV-1-4 担い手の育成・確保</p> <p>新規の雇用 標準評価項目</p> <p>新規の雇用 標準評価項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">担い手の育成・確保</td> <td>新規の雇用</td> <td>新規の雇用あり</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象</p> <p>評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</p> <p>(ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を（卒業・修了年度を含む4か年度以内）雇用した企業。</p> <p>(イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</p> <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年4月1日時点で3か月を超える継続雇用関係にある者とする。（継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする。）</li> <li>採用時点において、満35歳未満の者とする。</li> </ul> <p>イ 評価期間</p> <p>過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（公告日が令和8年度の場合、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間）</p> <p>ウ 評価基準</p> <p>(ア) 管理組合において年1回の落札まで、申請ができる。（年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。）</p> <p>(イ) 「申請」は工事を落札できるまで申請ができる。</p> <p>ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。</p> <p>なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、告示番号順）で判断する。</p> <p>(ウ) 共同企業体において、構成員の複数に新規の雇用実績がある場合は、いずれかの構成員の雇用実績をもって当該共同企業体の「申請」とすることができる。「申請」による落札以降は、申請した構成員は、単体、共同企業体を問わず申請できない。</p> <p>IV-1-5 地域の守り手確保</p> <p>(1) 主たる営業所の所在地 標準評価項目</p> <p>主たる営業所の所在地 標準評価項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地域の守り手確保</td> <td rowspan="3">地域の安全・安心 貢献度</td> <td rowspan="3">主たる営業所の所在地</td> <td rowspan="3">工事箇所と同じ地域内での主たる営業所</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	技術評価項目		評価基準	評価点	担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり	0.50		なし	0.00	技術評価項目			評価基準	評価点	地域の守り手確保	地域の安全・安心 貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	1.00	0.50	0.00	<p>IV-1-4 担い手の育成・確保</p> <p>新規の雇用 標準評価項目</p> <p>新規の雇用 標準評価項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">担い手の育成・確保</td> <td rowspan="2">新規の雇用</td> <td>新規の雇用あり</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象</p> <p>評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</p> <p>(ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を（卒業・修了年度を含む4か年度以内）雇用した企業。</p> <p>(イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</p> <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年4月1日時点で3か月を超える継続雇用関係にある者とする。（継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする。）</li> <li>採用時点において、満35歳未満の者とする。</li> </ul> <p>イ 評価期間</p> <p>過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（公告日が令和7年度の場合、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間）</p> <p>ウ 評価基準</p> <p>(ア) 管理組合において年1回の落札まで、申請ができる。（年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。）</p> <p>(イ) 「申請」は工事を落札できるまで申請ができる。</p> <p>ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、0点として評価値を算出する。</p> <p>なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、告示番号順）で判断する。</p> <p>(ウ) 共同企業体において、構成員の複数に新規の雇用実績がある場合は、いずれかの構成員の雇用実績をもって当該共同企業体の「申請」とすることができる。「申請」による落札以降は、申請した構成員は、単体、共同企業体を問わず申請できない。</p> <p>IV-1-5 地域の守り手確保</p> <p>(1) 主たる営業所の所在地 標準評価項目</p> <p>主たる営業所の所在地 標準評価項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地域の守り手確保</td> <td rowspan="3">地域の安全・安心 貢献度</td> <td rowspan="3">主たる営業所の所在地</td> <td rowspan="3">工事箇所と同じ地域内での主たる営業所</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象</p> <p>主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p>	技術評価項目		評価基準	評価点	担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり	0.50	なし	0.00	技術評価項目			評価基準	評価点	地域の守り手確保	地域の安全・安心 貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	1.00	0.50	0.00	<p>※北海道に準拠し、時点修正</p> <p>※同上</p> <p>(P16)</p>
技術評価項目		評価基準	評価点																																												
担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり	0.50																																												
		なし	0.00																																												
技術評価項目			評価基準	評価点																																											
地域の守り手確保	地域の安全・安心 貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	1.00																																											
				0.50																																											
				0.00																																											
技術評価項目		評価基準	評価点																																												
担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり	0.50																																												
		なし	0.00																																												
技術評価項目			評価基準	評価点																																											
地域の守り手確保	地域の安全・安心 貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	1.00																																											
				0.50																																											
				0.00																																											

「石狩湾新港管理組合総合評価落札方式」新旧対照表

新	旧	備考																														
<p>地域内企業活用比率(%) = <math>\left[ \frac{(\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち地域内企業施工額}}{\text{請負額(予定)}} \right] \times 100</math>                      (小数点以下切り捨て)</p> <p>                         自社施工額 : 請負費のうち一次下請施工額以外の金額(税込)                          一次下請施工額 : 元請(自社)から一次下請企業への支払金額(税込)                          請負額 : 入札金額(税込)                     </p> <p>注) 元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。                      ※ 計算例は次項参照</p> <p>ウ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「主たる営業所」は、Ⅳ-1-5(1)主たる営業所の所在地標準評価項目のAと同様の扱いとする。</li> </ul> <p>エ 履行確認</p> <p>履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域内企業の一次下請施工額は、該当する<b>施工体制台帳</b>により確認する。</li> <li>自社施工額は、最終契約額(税込)から、一次下請施工額(総額)を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【イ 評価基準】注)と同様の扱いとする。</li> </ul> <p>(2) 環境対策の認定制度等</p> <p style="text-align: center;">環境対策の認定制度等 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="176 1014 1249 1142"> <thead> <tr> <th colspan="3">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の守</td> <td>地域社会</td> <td>環境対策の</td> <td>該当有り</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>り手確保</td> <td>貢献</td> <td>認定制度等</td> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象</p> <p>評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ビジネス認定制度「優良な取組」部門、さっぽろエコメンバー登録制度、北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、エコアクション21(EA21)とする。</li> <li>認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。</li> </ul> <p>イ 評価基準</p> <p>入札参加者から提出される「環境対策の認定制度等の有無」(様式-7)により評価する。</p>	技術評価項目			評価基準	評価点	地域の守	地域社会	環境対策の	該当有り	0.50	り手確保	貢献	認定制度等	なし	0.00	<p>地域内企業活用比率(%) = <math>\left[ \frac{(\text{自社施工額} + \text{一次下請施工額}) \text{のうち地域内企業施工額}}{\text{請負額(予定)}} \right] \times 100</math>                      (小数点以下切り捨て)</p> <p>                         自社施工額 : 請負費のうち一次下請施工額以外の金額(税込)                          一次下請施工額 : 元請(自社)から一次下請企業への支払金額(税込)                          請負額 : 入札金額(税込)                     </p> <p>注) 元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。                      ※ 計算例は次項参照</p> <p>ウ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「主たる営業所」は、Ⅳ-1-5(1)主たる営業所の所在地標準評価項目のAと同様の扱いとする。</li> </ul> <p>エ 履行確認</p> <p>履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域内企業の一次下請施工額は、該当する下請負人選定通知書により確認する。</li> <li>自社施工額は、最終契約額(税込)から、一次下請施工額(総額)を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【イ 評価基準】注)と同様の扱いとする。</li> </ul> <p>(2) 環境対策の認定制度等</p> <p style="text-align: center;">環境対策の認定制度等 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="1462 1035 2485 1155"> <thead> <tr> <th colspan="3">技術評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の守</td> <td>地域社会</td> <td>環境対策の</td> <td>該当有り</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>り手確保</td> <td>貢献</td> <td>認定制度等</td> <td>なし</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 評価対象</p> <p>評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ビジネス認定制度「優良な取組」部門、さっぽろエコメンバー登録制度、北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、エコアクション21(EA21)とする。</li> <li>認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。</li> </ul> <p>イ 評価基準</p> <p>入札参加者から提出される「環境対策の認定制度等の有無」(様式-7)により評価する。</p>	技術評価項目			評価基準	評価点	地域の守	地域社会	環境対策の	該当有り	0.50	り手確保	貢献	認定制度等	なし	0.00	<p>※下請負人選定通知書廃止に伴い施工体制台帳により確認</p> <p style="text-align: right;"><b>(P19)</b></p>
技術評価項目			評価基準	評価点																												
地域の守	地域社会	環境対策の	該当有り	0.50																												
り手確保	貢献	認定制度等	なし	0.00																												
技術評価項目			評価基準	評価点																												
地域の守	地域社会	環境対策の	該当有り	0.50																												
り手確保	貢献	認定制度等	なし	0.00																												

「石狩湾新港管理組合総合評価落札方式」新旧対照表

新	旧	備考																		
<p>IV-1-6 減点項目</p> <p>(1) 減点 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="226 272 1166 375"> <thead> <tr> <th>減点項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去6ヶ月の措置による減点</td> <td>重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり</td> <td>-1.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり</td> <td>-1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和2年度より前の「瑕疵」については、「契約不適合」と読み替える。</p> <p>ア 減点対象</p> <p>(7) 過去6か月以内に重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた工事</p> <p>(1) 過去6か月以内に総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った工事</p> <p>イ 減点事例</p> <p>(7) 重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例</p> <p>a 重要な契約不適合に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償請求を受けた事例（工事施行成績で、20点減点の措置を受けたもの）を減点対象とする。</p> <p>b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。 （公告日が令和8年5月10日の場合、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間となる。）</p> <p>(1) 総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例</p> <p>a 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った事例を減点対象とする。 （やむを得ない事情による配置技術者の不履行の場合は次項のウの(イ)による。）</p> <p>b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は工事検査日で判断する。 （公告日が令和8年5月10日の場合、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間となる。）</p> <p>ウ その他</p> <p>(7) 減点評価対象工事は、管理組合発注工事を対象とする。</p> <p>(1) 過去の工事における工事施行成績の減点の理由が、配置予定技術者における死亡・健康上の理由等、やむを得ない事情による主任（監理）技術者の資格、継続教育の不履行による場合は「過去6ヶ月の措置による減点」の対象外とする。 なお、上記事情の場合は、医療機関等の診断書の提示を求める。</p> <p>IV-1-7 標準評価項目</p> <p>(1) 施工計画審査タイプ</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>(7) 施工計画審査タイプの技術評価点については、I型は19.25点、II型は16.75点を基本とする。</p> <p>(1) 各評価項目は表Bを標準とする。</p> <p>イ 配点案</p> <p>(7) 表Bに基づいて配点する。</p> <p>(1) 簡易な施工計画は、I型は①②③の3項目で配点を15点、II型は①②③から2項目を選択し、配点を10点とする。</p> <p>ウ 必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点（I型の場合19.25点）の配点を増減できる。</p>	減点項目	評価基準	配点	過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00		総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00	<p>IV-1-6 減点項目</p> <p>(1) 減点 標準評価項目</p> <table border="1" data-bbox="1576 272 2515 375"> <thead> <tr> <th>減点項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去6ヶ月の措置による減点</td> <td>重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり</td> <td>-1.00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり</td> <td>-1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和2年度より前の「瑕疵」については、「契約不適合」と読み替える。</p> <p>ア 減点対象</p> <p>(7) 過去6か月以内に重要な契約不適合に伴う修補(損害賠償)請求を受けた工事</p> <p>(1) 過去6か月以内に総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った工事</p> <p>イ 減点事例</p> <p>(7) 重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例</p> <p>a 重要な契約不適合に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償請求を受けた事例（工事施行成績で、20点減点の措置を受けたもの）を減点対象とする。</p> <p>b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。 （公告日が令和7年5月10日の場合、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間となる。）</p> <p>(1) 総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例</p> <p>a 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った事例を減点対象とする。 （やむを得ない事情による配置技術者の不履行の場合は次項のウの(イ)による。）</p> <p>b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は工事検査日で判断する。 （公告日が令和7年5月10日の場合、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間となる。）</p> <p>ウ その他</p> <p>(7) 減点評価対象工事は、管理組合発注工事を対象とする。</p> <p>(1) 過去の工事における工事施行成績の減点の理由が、配置予定技術者における死亡・健康上の理由等、やむを得ない事情による主任（監理）技術者の資格、継続教育の不履行による場合は「過去6ヶ月の措置による減点」の対象外とする。 なお、上記事情の場合は、医療機関等の診断書の提示を求める。</p> <p>IV-1-7 標準評価項目</p> <p>(1) 施工計画審査タイプ</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>(7) 施工計画審査タイプの技術評価点については、I型は19.25点、II型は16.75点を基本とする。</p> <p>(1) 各評価項目は表Bを標準とする。</p> <p>イ 配点案</p> <p>(7) 表Bに基づいて配点する。</p> <p>(1) 簡易な施工計画は、I型は①②③の3項目で配点を15点、II型は①②③から2項目を選択し、配点を10点とする。</p> <p>ウ 必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点（I型の場合19.25点）の配点を増減できる。</p>	減点項目	評価基準	配点	過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00		総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00	<p>※北海道に準拠し、時点修正</p> <p>※北海道に準拠し、時点修正</p>
減点項目	評価基準	配点																		
過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00																		
	総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00																		
減点項目	評価基準	配点																		
過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00																		
	総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00																		

新	旧	備考																		
<p>様式-1 簡易な施工計画 【工程管理に係る技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体)名：</p> <p>工程管理に係る技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2 事項×1 所見=2 枚まで資料を添付できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫</td> <td> <p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。 ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫</td> <td> <p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、 NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>入札参加者が左記の事項について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。 ※ 1 つの事項につき 1 つの所見とし、400 字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2 つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。 ※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4 用紙 1 枚以内にまとめるものとし、1 つの所見につき 400 字程度(文末に使用文字数を記載)で【目的】【提案】【範囲】【効果】毎に簡潔に記述すること。 2 ワードプロソフト使用の場合、フォントサイズは、11 ポイント以上とする。 3 所見で NETIS 掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS 番号を明記すること。 また、NETIS 掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS 掲載以外(掲載終了した旧 NETIS を含む)の工法等がある場合、技術的内容や効果が把握できる資料を 1 所見につき 1 枚まで添付する事。 なお、NETIS 名称だけの不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 工程遅延防止や作業の効率化を図る提案を行う場合は、提案書や資料にその目的や効果を具体的に明記すること。 6 「ICT 活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。ただし、ICT 技術を応用し、別の技術と組み合わせることで効果を高める、別の効果を発現させる等、効果が明確であれば、その応用部分(付加的な内容)について評価する。 7 当該様式を PDF 形式で提出する場合は、電子データ (Word、Excel 形式等) を PDF 化したものを提出すること。</p> <p>(用紙寸法 日本工業規格 A4)</p>	事項	所見の具体的内容	評価	異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。 ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等</p> <p>〇〇〇文字</p>	○	(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、 NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>入札参加者が左記の事項について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。 ※ 1 つの事項につき 1 つの所見とし、400 字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2 つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-	<p>様式-1 簡易な施工計画 【工程管理に係る技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体)名：</p> <p>工程管理に係る技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2 事項×1 所見=2 枚まで資料を添付できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例) 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫</td> <td> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。 ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、 NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫</td> <td> <p>入札参加者が左記の事項について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。 ※ 1 つの事項につき 1 つの所見とし、400 字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2 つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。 ※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4 用紙 1 枚以内にまとめるものとし、1 つの所見につき 400 字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 2 ワードプロソフト使用の場合、フォントサイズは、11 ポイント以上とする。 3 所見で NETIS 掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS 番号を明記すること。 また、NETIS 掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS 掲載以外(掲載終了した旧 NETIS を含む)の工法等がある場合、技術的内容や効果が把握できる資料を 1 所見につき 1 枚まで添付する事。 なお、NETIS 番号の不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 「ICT 活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。</p> <p>(用紙寸法 日本工業規格 A4)</p>	事項	所見の具体的内容	評価	(記入例) 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。 ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、 NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p>	○	(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	<p>入札参加者が左記の事項について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。 ※ 1 つの事項につき 1 つの所見とし、400 字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2 つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-	<p>※本文の改正に伴う改正</p> <p>(P32)</p>
事項	所見の具体的内容	評価																		
異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。 ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等</p> <p>〇〇〇文字</p>	○																		
(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、 NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>入札参加者が左記の事項について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。 ※ 1 つの事項につき 1 つの所見とし、400 字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2 つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-																		
事項	所見の具体的内容	評価																		
(記入例) 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。 ア 異常気象等の緊急時の工程遅延防止 イ 工期等の制約条件下での主たる工種における作業の効率化 ウ 周辺環境等の制約条件下での工程遅延防止に係る作業の円滑化等 エ その他</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、 NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p>	○																		
(記入例) 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	<p>入札参加者が左記の事項について工程管理をより適正に行うための技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。 ※ 1 つの事項につき 1 つの所見とし、400 字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2 つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-																		

新	旧	備考																		
<p>様式-2</p> <p>簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体)名：</p> <p>品質管理に係る技術的所見でNETIS掲載技術がない場合、2事項×1所見=2枚まで資料を添付できる。</p> <p>■評価テーマ **について [ 発注者が重要度の高い工事目的物を明示 ]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫</td> <td> <p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。 ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫 イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫 ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工途中に行う技術的な工夫</td> <td> <p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>入札参加者が 左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度(文末に使用文字数を記載)で【目的】【提案】【範囲】【効果】毎に簡潔に記述すること。 2 ワードソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。 3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外(掲載終了した旧NETISを含む)の工法等がある場合、必要に応じて技術的内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付する事。 なお、NETIS名称だけの不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。ただし、ICT技術を応用し、別の技術と組み合わせることで効果を高める、別の効果を実現させる等、効果が明確であれば、その応用部分(付加的内容)について評価する。 6 当該様式をPDF形式で提出する場合は、電子データ(Word、Excel形式等)をPDF化したものを提出すること。</p> <p>(用紙寸法 日本工業規格A4)</p>	事項	所見の具体的内容	評価	(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。 ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫 イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫 ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p>	○	(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工途中に行う技術的な工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>入札参加者が 左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-	<p>様式-2</p> <p>簡易な施工計画【品質管理に係る技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体)名：</p> <p>品質管理に係る技術的所見でNETIS掲載技術がない場合、2事項×1所見=2枚まで資料を添付できる。</p> <p>■評価テーマ **について [ 発注者が重要度の高い工事目的物を明示 ]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫</td> <td> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。 ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫 イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫 ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工途中に行う技術的な工夫</td> <td> <p>入札参加者が 左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 2 ワードソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。 3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外(掲載終了した旧NETISを含む)の工法等がある場合、必要に応じて技術的内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付する事。 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。 (用紙寸法 日本工業規格A4)</p>	事項	所見の具体的内容	評価	(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。 ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫 イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫 ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p>	○	(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工途中に行う技術的な工夫	<p>入札参加者が 左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-	<p>※本文の改正に伴う改正</p>
事項	所見の具体的内容	評価																		
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。 ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫 イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫 ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p>	○																		
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工途中に行う技術的な工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>入札参加者が 左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-																		
事項	所見の具体的内容	評価																		
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから2事項を選択する。 ア 品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等の技術的な工夫 イ 品質の確保・向上を図るため、施工中に行う技術的な工夫 ウ 品質の確保・向上を図るため、施工後・工事期間内に行う技術的な工夫 エ その他</p> <p>NETIS掲載技術の場合、 NETIS番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> <p>〇〇〇文字</p>	○																		
(記入例) 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工途中に行う技術的な工夫	<p>入札参加者が 左記の事項について品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用文字数を記載)で簡潔に記述すること。 なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	-																		

新	旧	備考																		
<p>様式-3</p> <p>工事名： 会社(企業体)名：</p> <p>簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】</p> <p>施工上の対処すべき技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2 事項×1 所見=2 枚まで資料を添付できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的工夫</td> <td> <p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。                      ア 自然環境への影響を少なくするための技術的工夫に関する事項                      イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的工夫に関する事項                      ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的工夫に関する事項                      エ 一般交通の安全確保等のために、より効果的な交通安全対策に係る技術的工夫に関する事項                      オ その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定）                      カ その他②（入札参加者による独自設定）</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、 NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> </td> <td>〇〇〇文字</td> </tr> <tr> <td>(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的工夫</td> <td> <p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1 つの事項につき 1 つの所見とし、400 字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。 なお、2 つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> </td> <td>〇〇〇文字</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4 用紙 1 枚以内にまとめるものとし、1 つの所見につき 400 字程度（文末に使用文字数を記載）で【目的】【提案】【範囲】【効果】毎に簡潔に記載すること。 2 ワードソフト使用の場合、フォントサイズは、11 ポイント以上とする。 3 所見で NETIS 掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS 番号を明記すること。 また、NETIS 掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS 掲載以外（掲載終了した旧 NETIS を含む）の工法等がある場合、技術的内容や効果が把握できる資料を 1 所見につき 1 枚まで添付する。 なお、NETIS 名称だけの不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 「ICT 活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。ただし、ICT 技術を用い、別の技術と組み合わせで効果を高める、別の効果を発現させる等、効果が明確であれば、その応用部分（付加的内容）について評価する。 6 当該様式を PDF 形式で提出する場合は、電子データ（Word、Excel 形式等）を PDF 化したものを提出すること。 (用紙寸法 日本工業規格 A4)</p>	事項	所見の具体的内容	評価	(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。                      ア 自然環境への影響を少なくするための技術的工夫に関する事項                      イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的工夫に関する事項                      ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的工夫に関する事項                      エ 一般交通の安全確保等のために、より効果的な交通安全対策に係る技術的工夫に関する事項                      オ その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定）                      カ その他②（入札参加者による独自設定）</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、 NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	〇〇〇文字	(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1 つの事項につき 1 つの所見とし、400 字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。 なお、2 つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	〇〇〇文字	<p>様式-3</p> <p>工事名： 会社(企業体)名：</p> <p>簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】</p> <p>施工上の対処すべき技術的所見で NETIS 掲載技術がない場合、2 事項×1 所見=2 枚まで資料を添付できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的工夫</td> <td> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。                      ア 自然環境への影響を少なくするための技術的工夫に関する事項                      イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的工夫に関する事項                      ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的工夫に関する事項                      エ 一般交通の安全確保等のために、より効果的な交通安全対策に係る技術的工夫に関する事項                      オ その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定）                      カ その他②（入札参加者による独自設定）</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、 NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的工夫</td> <td> <p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1 つの事項につき 1 つの所見とし、400 字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。 なお、2 つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> </td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4 用紙 1 枚以内にまとめるものとし、1 つの所見につき 400 字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記載すること。 2 ワードソフト使用の場合、フォントサイズは、11 ポイント以上とする。 3 所見で NETIS 掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS 番号を明記すること。 また、NETIS 掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS 掲載以外（掲載終了した旧 NETIS を含む）の工法等がある場合、技術的内容や効果が把握できる資料を 1 所見につき 1 枚まで添付する。 なお、NETIS 番号の不記載や番号の間違いは評価しない。 4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。 5 「ICT 活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。 (用紙寸法 日本工業規格 A4)</p>	事項	所見の具体的内容	評価	(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的工夫	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。                      ア 自然環境への影響を少なくするための技術的工夫に関する事項                      イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的工夫に関する事項                      ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的工夫に関する事項                      エ 一般交通の安全確保等のために、より効果的な交通安全対策に係る技術的工夫に関する事項                      オ その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定）                      カ その他②（入札参加者による独自設定）</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、 NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○	(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1 つの事項につき 1 つの所見とし、400 字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。 なお、2 つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	-	<p>※本文の改正に伴う改正</p>
事項	所見の具体的内容	評価																		
(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。                      ア 自然環境への影響を少なくするための技術的工夫に関する事項                      イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的工夫に関する事項                      ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的工夫に関する事項                      エ 一般交通の安全確保等のために、より効果的な交通安全対策に係る技術的工夫に関する事項                      オ その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定）                      カ その他②（入札参加者による独自設定）</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、 NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	〇〇〇文字																		
(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1 つの事項につき 1 つの所見とし、400 字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。 なお、2 つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	〇〇〇文字																		
事項	所見の具体的内容	評価																		
(記入例) 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的工夫	<p>工事の特性等に応じて、以下のア～エから 2 事項を選択する。                      ア 自然環境への影響を少なくするための技術的工夫に関する事項                      イ 社会環境（周辺施設等）への影響を少なくするための技術的工夫に関する事項                      ウ より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的工夫に関する事項                      エ 一般交通の安全確保等のために、より効果的な交通安全対策に係る技術的工夫に関する事項                      オ その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定）                      カ その他②（入札参加者による独自設定）</p> <p>NETIS 掲載技術の場合、 NETIS 番号〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇を記載する。 ※添付資料は不要</p>	○																		
(記入例) 一般交通の安全確保のための交通安全対策に係る技術的工夫	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>入札参加者が左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的工夫について、具体的に、かつ簡潔に記述する。</p> <p>※ 1 つの事項につき 1 つの所見とし、400 字程度（文末に使用文字数を記載）で簡潔に記述すること。 なお、2 つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p>	-																		

新	旧	備考																		
<p>様式-3 (記載例)</p> <p>簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体) 名：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>入札参加者による独自設定の記載方法</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>入札参加者による独自設定</p> <p>「.....に関する技術的な工夫」</p> <p>*設定した事項を記載</p> </td> <td> <p>入札参加者が、左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記載する。</p> <p>※1 各自「事項」を設定(記載)したうえで、「所見の具体的内容」を記載すること。</p> <p>※2 施工上の対処すべき所見とし、他の所見や提案内容と重複している場合には該当する事項を評価しない。</p> <p>※3 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用する文字数を記載)で簡潔に記載すること。</p> <p>なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>〇</td> </tr> </tbody> </table>	事項	所見の具体的内容	評価		<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>入札参加者による独自設定の記載方法</p> <p>〇〇〇文字</p>		<p>入札参加者による独自設定</p> <p>「.....に関する技術的な工夫」</p> <p>*設定した事項を記載</p>	<p>入札参加者が、左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記載する。</p> <p>※1 各自「事項」を設定(記載)したうえで、「所見の具体的内容」を記載すること。</p> <p>※2 施工上の対処すべき所見とし、他の所見や提案内容と重複している場合には該当する事項を評価しない。</p> <p>※3 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用する文字数を記載)で簡潔に記載すること。</p> <p>なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	〇	<p>様式-3 (記載例)</p> <p>簡易な施工計画【施工上の対処すべき技術的所見】</p> <p>工事名： 会社(企業体) 名：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>所見の具体的内容</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>入札参加者による独自設定の記載方法</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>入札参加者による独自設定</p> <p>「.....に関する技術的な工夫」</p> <p>*設定した事項を記載</p> </td> <td> <p>入札参加者が、左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記載する。</p> <p>※1 各自「事項」を設定(記載)したうえで、「所見の具体的内容」を記載すること。</p> <p>※2 施工上の対処すべき所見とし、他の所見や提案内容と重複している場合には該当する事項を評価しない。</p> <p>※3 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用する文字数を記載)で簡潔に記載すること。</p> <p>なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p> </td> <td>〇</td> </tr> </tbody> </table>	事項	所見の具体的内容	評価		<p>入札参加者による独自設定の記載方法</p> <p>〇〇〇文字</p>		<p>入札参加者による独自設定</p> <p>「.....に関する技術的な工夫」</p> <p>*設定した事項を記載</p>	<p>入札参加者が、左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記載する。</p> <p>※1 各自「事項」を設定(記載)したうえで、「所見の具体的内容」を記載すること。</p> <p>※2 施工上の対処すべき所見とし、他の所見や提案内容と重複している場合には該当する事項を評価しない。</p> <p>※3 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用する文字数を記載)で簡潔に記載すること。</p> <p>なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	〇	<p>※本文の改正に伴う改正</p>
事項	所見の具体的内容	評価																		
	<p>【目的】 【提案】 【範囲】 【効果】</p> <p>入札参加者による独自設定の記載方法</p> <p>〇〇〇文字</p>																			
<p>入札参加者による独自設定</p> <p>「.....に関する技術的な工夫」</p> <p>*設定した事項を記載</p>	<p>入札参加者が、左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記載する。</p> <p>※1 各自「事項」を設定(記載)したうえで、「所見の具体的内容」を記載すること。</p> <p>※2 施工上の対処すべき所見とし、他の所見や提案内容と重複している場合には該当する事項を評価しない。</p> <p>※3 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用する文字数を記載)で簡潔に記載すること。</p> <p>なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	〇																		
事項	所見の具体的内容	評価																		
	<p>入札参加者による独自設定の記載方法</p> <p>〇〇〇文字</p>																			
<p>入札参加者による独自設定</p> <p>「.....に関する技術的な工夫」</p> <p>*設定した事項を記載</p>	<p>入札参加者が、左記の事項について仕様書等の規定されている対応方針に加えて、より安全で、より効果的となるような技術的な工夫について、具体的に、かつ簡潔に記載する。</p> <p>※1 各自「事項」を設定(記載)したうえで、「所見の具体的内容」を記載すること。</p> <p>※2 施工上の対処すべき所見とし、他の所見や提案内容と重複している場合には該当する事項を評価しない。</p> <p>※3 1つの事項につき1つの所見とし、400字程度(文末に使用する文字数を記載)で簡潔に記載すること。</p> <p>なお、2つ以上の所見と判断された場合には、該当する事項を評価しない。</p> <p>〇〇〇文字</p>	〇																		
<p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度(文末に使用する文字数を記載)で【目的】【提案】【範囲】【効果】毎に簡潔に記載すること。</p> <p>2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。</p> <p>3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外(掲載終了した旧NETISを含む)の工法等がある場合、技術的内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付する事。 なお、NETIS名称だけの記載や番号の間違いは評価しない。</p> <p>4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。</p> <p>5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。ただし、ICT技術を応用し、別の技術と組み合わせることで効果を高める、別の効果を発現させる等、効果が明確であれば、その応用部分(付加的な内容)について評価する。</p> <p>6 当該様式をPDF形式で提出する場合は、電子データ(Word、Excel形式等)をPDF化したものを提出すること。</p> <p>(用紙寸法 日本工業規格A4)</p>	<p>※本表は、落札者決定基準の別表として添付し入札参加者へ提示する。</p> <p>※評価 ○：加点評価の対象とする -：加点評価の対象としない ×：実施不可</p> <p>注1 A4用紙1枚以内にまとめるものとし、1つの所見につき400字程度(文末に使用する文字数を記載)で簡潔に記載すること。</p> <p>2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイント以上とする。</p> <p>3 所見でNETIS掲載の新技术・新工法がある場合は、NETIS番号を明記すること。 また、NETIS掲載の新技术については、資料の添付は不要とし、NETIS掲載以外(掲載終了した旧NETISを含む)の工法等がある場合、技術的内容や効果が把握できる資料を1所見につき1枚まで添付する事。 なお、NETIS番号の不記載や番号の間違いは評価しない。</p> <p>4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。 なお、差し替え及び再提出は認めない。</p> <p>5 「ICT活用モデル工事」対象工事の対象工種に関する技術的所見については評価しない。</p> <p>(用紙寸法 日本工業規格A4)</p>	<p>(P35)</p>																		